

令和3年1月から



生活支援助け合いスタート

困っていませんか？



ゴミ出し

100円



買い物

300円



草抜き

300円

お手伝いします

□ 利用時間 1回 60分以内

□ 利用できる方 「訪問型B」 * 要支援1,2認定の方 } お申込みは
* チェックリストで認定対象の方 } 担当ケアマネジャーから

「独自事業」 * 自身で作業が困難な方
(但し、自治会未加入者世帯は年会費 250円必要)

お問い合わせ先

下笠居おたがいさん 事務局

【受付時間】

月～金 9:00～17:00
土日祝は除く

住所 高松市生島町 353-1 コミュニティーセンター内

電話 070-3796-3782

メール otagaيسان@xqb.biglobe.ne.jp

(利用者用)

下笠居おたがいさん利用の手引き



TEL:070-3796-3782

メール:otagaisan@xqb.biglobe.ne.jp

開設時間 9:00~17:00(月~金)

【ゴミ出し】

- ・分別は各自で事前に行ってください。分別のできていないゴミは、捨てるに行けません。
- ・ゴミの量は、両手で持てる量までです
- ・可燃ゴミ、破砕ゴミは指定の袋に入れてください。
- ・分別できていない状態が続いた場合は、サービス提供を中止させていただく場合があります。
- ・粗大ゴミは受付できません。

【草抜き】

・草抜きできるのは、家の敷地内のみです。田畑の草抜きは行いません。

・作業を開始する前に、草抜きする箇所とどのように草抜きしてほしいか手順と範囲をサービス提供者と一緒に確認してください。

・草抜きに草刈り機等の機械は使いません。

・抜いてもらった草をゴミとして出す場合は、各自でゴミ袋を用意してください。

ゴミ出しサービスも希望するときは、別日に行います。

※抜いた草は持ち帰りません。

3

【買い物】

・事前にご買ってきてほしい物をメモ帳に書いておいてください。

・品物の内容はできるだけ詳しく書いてください。

具体的な品名がわかる場合は、品名も書いておくか、容器や袋、広告チラシを置いておくとうわかりやすいです。

例)オリーブ豚ロース 薄切り肉 100g程度

・指定した品物が無かった場合どうするのかを当日サービス提供者と相談しておいてください(別の代替品を買うなど)。

・買い物に行ける範囲は、地区内の店、地区外近郊の店に限ります(1時間で買い物して帰れる範囲)。

4

・預り金、お釣りの確認を当日必ずサービス提供者と一緒に行ってください。

・サービス提供者の車に同乗して一緒に買い物に行くことはできません。

・銀行やATMでの金銭の出し入れはできません。

(様式第1-1号)

令和 年 月 日

下笠居おたがいさん 代表 様

申込者 住 所
氏 名
電話番号

印

訪問型サービスB
独自事業 } 利用申込書

次のとおり訪問型サービスB又は独自事業の利用をしたいので、申し込みます。

| 区 分 (サービスBのみ) | 要支援1 (認定有効期間： 年 月 日～ 年 月 日) | 要支援2 | 事業対象者 |
|-------------------------------|--------------------------------|-----------------|-------|
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 年 齡 | 歳 |
| 担当ケアマネ ジャー(※) (サービスBのみ) | 事業所名 | | |
| | 電話番号 | () | |
| | 氏 名 | | |
| | 住 所 | | |
| 緊急連絡先 | 氏 名 | 続柄 () | |
| | 電話番号 | 自 宅 () 携帯電話 | |
| | 目 標 (サービスBのみ) | | |
| サービス内容 | | | |
| 留 意 点 | | | |

下笠居地区訪問型サービスB・独自事業利用確認書

(1) サービス内容等

| | | | |
|----------------------|-------------------------|------------|--------------------------|
| 利 用 日 | | 利 用 時 間 | |
| サービスの種類 | | サービス提供者 | |
| 利 用 料 金 (1回60分以内) | ゴミ出し100円 草抜き・買い物300円 | 利 用 回 数 | 1月5回以内 |
| 介 護 度 | | 介護保険認定有効期間 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで |

- (2) サービスの提供を受けたときは、別紙下笠居地区訪問型サービスB・独自事業提供予定表兼確認書でサービス内容を確認し、押印またはサインをしてください。
- (3) 利用料は、サービスの提供を受けた月の翌月〇日までに担当者が集金に伺います。
- (4) サービス内容の変更または中止する場合は、下笠居おたがいさん（070-3796-3782）にご連絡ください。
- (5) サービスについてのご意見・苦情等は、下笠居おたがいさんでお伺いし、適切に対応します。
- (6) サービス提供者に起因して、あなたの家財等の破損など損害を与えた場合は、下笠居おたがいさんが加入する保険の補償金額の範囲内で補償します。
- (7) 下笠居おたがいさんの都合により、サービス提供者を交代または中止する場合があります。
- (8) サービス提供者は、「下笠居地区訪問型サービスB・独自事業提供者証」を常時携帯しており、利用者等から提示を求められたときは、いつでも提示します。
- (9) サービスを提供する上で知り得た利用者やその家族等に関する個人情報を第三者に漏らしません。下笠居おたがいさんのサービス提供者の資格がなくなった場合も同様です。
- (10) サービス提供時に、利用者が体調不良等緊急時には、緊急連絡先等に速やかに連絡します。
- (11) サービス提供者は、買物代金以外の金品等の授受は一切行いません。

～備考欄～

上記について確認しました。

令和 年 月 日

サービス利用者氏名

